

ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約への対応について

平成１５年（２００３年）に誕生したユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約は、平成１８年（２００６年）に発効して以来、１５年が経過した。現在、締約国数は１８０か国を数え、本条約に基づき作成されている各種一覧表への登録件数も増加し、各国における無形文化遺産に対する認知や、無形文化遺産保護の重要性に関する認識の向上が図られてきている。その一方で、各国から提出される各種一覧表への提案書件数がユネスコにおける審査可能件数を超過し、また、一覧表間での提案・登録数の不均衡など、本条約の運用面で様々な課題も生じている。こうした課題に対処し、本条約が本来の趣旨に見合った機能を発揮するよう、各種一覧表への登録メカニズムについて、締約国の間で運用見直しの議論が現在進行中である。

日本は、こうした本条約の運用面にも積極的に関わりつつ、日本からの登録に関しては、これまで「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への登録を推進してきた。登録にあたっては、これまでも随時ユネスコにおける審査の方法や動向の変化に応じた方針をもって対応してきたところである。

今般、現行の対応方針の下での日本からの登録の進捗を受け、改めて下記１．の本条約の趣旨や原則等を考慮した上で、ユネスコにおける審査の状況や日本国内における文化財保護を巡る新たな動きも踏まえ、今後の日本からの各種一覧表への提案については、下記２．に沿って対応することが適切である。

この方針は、「ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約への対応について」

（平成２０年７月３０日文化庁）及び、「ユネスコ無形文化遺産への当面の対応－「来訪神」以降の対応について－」（平成２９年２月２２日文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会決定）に代わるものとし、今後も、ユネスコにおける本条約の運用見直しの議論の進捗や国内における保護の状況等を踏まえ、随時見直していくものとする。

１．無形文化遺産の保護に関する条約の趣旨について

（１）無形文化遺産の保護に関する条約の目的

無形文化遺産の保護に関する条約は、各国において無形文化遺産が認知され、尊重され、その保護が促進されることを目的としている。本条約の第１条には、以下の目的が明記されている。

- ・ 無形文化遺産の保護
- ・ コミュニティが無形文化遺産を尊重することの確保
- ・ 無形文化遺産やその重要性の相互評価・重要性に関する意識向上
- ・ 国際的な協力・援助の規定

（２）各種一覧表の役割

上記の目的を達成する手段の一つとして、本条約においては次のとおり無形文化遺産に関する各種一覧表を作成することが規定されている。

・ 「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」（第１６条）

（目的） 無形文化遺産の認知やその重要性に関する意識向上
文化多様性や対話の奨励

・ 「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」（第１７条）

（目的） 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の適当な保護措置

・ 「無形文化遺産の保護のための計画、事業及び活動」（第１８条）

（目的） グッド・プラクティスの共有を通じた無形文化遺産の保護

（３）各種一覧表作成にあたっての原則

無形文化遺産は、人が体現するものであり、伝承するコミュニティにとっては各々の無形文化遺産が等しく重要なものであることから、本条約においては、無形文化遺産相互の間に価値の上下はないことが前提となっている。

このことから、上記の各種一覧表作成にあたっては、無形文化遺産全体の認知やその重要性の意識向上、さらに文化多様性の尊重に資するか、また、記載によって無形文化遺産を通じた対話が奨励されるか、といった基準により一覧表への記載にふさわしいかどうか判断される（運用指示書 I.2）。個別の無形文化遺産の独自性やオリジナリティ、他と比較した優位性は評価の対象とならず、むしろ本条約における無形文化遺産の捉え方に沿わないとされる。また、人が体現する以上、無形文化遺産も時代や社会の変化に応じて変化するものの認識に立っている。

（４）ユネスコにおける近年の動向

本条約の発効後、初めて各国からの提案に基づく各種一覧表への登録が行われた平成 21 年（2009 年）は、まだ審査件数に上限が設けられていなかったが、事務局や審査側の人的体制の制約により、翌年以降限られた件数のみ審査が行われるようになった。現在では、年間の審査可能件数は 50～60 件で推移しており、登録案件のない国等を優先するため、日本の提案は 2 年に 1 件審査されるペースとなっている。また、平成 27 年（2015 年）の登録からは、それまで本条約の政府間委員会が一部自ら行ってきた審査を、中立の立場の専門家・専門的機関から構成される「評価機関」が行うこととなり、より専門的な観点から審査が精緻化・厳格化する傾向にある。

2. 今後の対応について

（１）基本的な考え方

日本は、本条約の運用の核を担う政府間委員会の委員国にも3度就任するなど、条約の運用にも深く関わってきた。引き続き、国内における無形の文化財の保護に関する経験や実績を活用し、世界における無形文化遺産の保護推薦等への貢献として、本条約の運用全体や各国との協力・交流に積極的な役割を果たしていくことが望ましい。

本条約の運用の中で、国内外の関心が高い一覧表への登録については、上記1. を踏まえ、日本文化の独自性等に関する一方的な発信にとどまらず、本条約の目的全体への貢献を念頭に、以下の観点を重視しながら提案案件の選考を行っていく。

- ・文化多様性の尊重への貢献
- ・国内における無形の文化財の保護に関する様々な経験や実績の各国への共有
- ・無形文化遺産を通じた国際的な対話・交流の促進

（２） 具体的な対応

以上を踏まえ、無形文化遺産の伝承者（コミュニティ）の意思を尊重しつつ、今後は、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」のみならず、分野によっては「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」や「無形文化遺産の保護のための計画、事業及び活動」（グッド・プラクティス）への登録や、条件が整えば国際的な共同提案についても視野に含めて検討していくことが望ましい。

現時点でユネスコへの提案に向けた具体的な取組や調査等が進捗している案件（いずれも「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への登録）については、以下のとおり。

（ア） 国の指定・選定に係る「重要無形文化財」、「重要無形民俗文化財」、「選定保存技術」

文化財保護法に基づき国が指定・選定する「重要無形文化財」、「重要無形民俗文化財」、「選定保存技術」については、引き続きユネスコへの提案を推進していく。その際、ユネスコにおける審査件数の制約が依然として厳しい状況にあることに鑑み、引き続き同じ分野の文化財をグループ化するなどの工夫を考慮した上で提案する。

なお、現行の対応方針の下、過去にユネスコに提案したものの未審査のままの案件について優先的に提案を検討してきた結果、5件中1件が「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に登録され、1件が現在提案中となっている。

残る3件（「諸鈍芝居」、「多良間の豊年祭」、「木造彫刻修理」）については、グループ化する対象となる行事の文化財指定が十分に進んでいないと考えられることや提案対象の範囲確定により時間を要するなどの課題が明らかとなってきたため、まずはこうした課題について引き続き検討し、ユネスコ登録に向けた適切なグループ化が可能となった時点で具体的な提案について検討していく。

このほか、国指定重要無形民俗文化財となっている全国の「神楽」など、ユネスコ登録を目指して様々な活動が行われているものもある。こうした動きについても、保護措置や適切なグループ化がなされ得るかといった点を見極めつつ、今後の提案候補として検討対象に含めていくことが適切である。

（イ）生活文化

茶道、華道、書道、食文化、和装、盆栽などの生活文化については、過疎化や急速な少子高齢化等による担い手不足などの理由により、存続の危ぶまれる事態が増えていることを背景として、今般、文化財保護法が改正され、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度が新設された。この改正により、新たに生活文化も文化財保護法による保護の対象として位置づけられることとなった。登録を通して、登録対象や担い手の範囲、保護措置などが明確化される。

本条約の趣旨を踏まえ、条約における無形文化遺産の定義の広さに鑑み、ま

た、日本の文化の多様性や深みを世界に広く発信していく観点からも、今後、文化財保護法上登録された生活文化のうち、ふさわしいものについてユネスコへの提案対象として検討していくことが適切である。

こうした生活文化について、登録対象や担い手の範囲の特定、次世代へ継承していくための保護措置などが、ユネスコの登録基準に照らしても十分な準備が整っているかを見極めつつ、具体的な提案に向けて検討していく。